

岩手県告示第 181 号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和 39 年厚生省令第 8 号）第 1 条に規定する救急病院である。

平成 19 年 3 月 9 日

岩手県知事 増 田 寛 也

病院の名称	所在地	救急病院として効力を有する期限
岩手県立大迫病院	花巻市大迫町大迫第 13 地割 20 番地 1	平成 19 年 3 月 31 日